

## 事業用発電パネル税の概要

税目名	事業用発電パネル税（法定外目的税）	徴収方法	普通徴収
課税客体	発電事業（市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し発電を行う事業）		
税収の使途	防災対策、生活環境対策及び自然環境対策のための施策に要する費用		
課税標準	太陽光発電設備のパネルの総面積 ※ 事業区域が市の区域外にわたる場合には、市の区域内にあるパネルの総面積 ※ FIT認定出力が、 ・ 50kW以上の事業者…パネル総発電容量1kWに6を乗じて得た値 ・ 50kW未満の事業者…発電認定容量1kWに6を乗じて得た値 を総面積（㎡を単位とする値）とみなす、課税標準の特例あり		
納税義務者	発電事業者		
税率	1㎡につき50円		
収入見込額	（初年度）約1.1億円 （平年度）約1.1億円	徴税費用見込額	（初年度）約4.8百万円 （平年度）約4百万円
非課税事項等	（1）建築物の屋根その他の当該建築物を構成する部分に設置した太陽光発電設備による発電事業 （2）発電認定容量が10kW未満の太陽光発電設備による発電事業 （3）発電認定容量が50kW未満の太陽光発電設備による発電事業であって、その事業区域に次に掲げるいずれの地域も含まないもの ア 岡山県砂防指定地等管理条例第2条第1項に規定する砂防指定地 イ 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域 ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域 エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域及び第9条第1項の土砂災害特別警戒区域 ※ 上記の場合において、実質的に同一または共同の関係にあると認められる者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備が一体性を有するものと市長が認めるときは、関係する太陽光発電設備全てのFIT認定出力を合算した値をもって、（2）、（3）の出力とみなす ・ その他、太陽光発電事業者が地域住民等との円滑な関係を維持するために、寄附金を支出した場合には、前年中に支出された当該寄附金の額を本税から控除（上限20%）することができる		
課税を行う期間	本税施行後5年を目処として社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認められるときは、この条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする		